

◎緊急速報！！

補助54号線の優先整備を掲げた

「せたがや道づくりプラン（素案）」の見直しの行方は？

区長面談の様態を独占レポート！



紳士的に回答を求めるSHIMOKITA VOICE実行委員長（大木雄高）

面談が実施されたのは 仕事始めの1月6日

先月の号外でお知らせした、私たち“まもれシモキタ！行政訴訟の会”が、“下北沢商業者協議会”“Save the 下北沢”と共に、保坂のぶと世田谷区長に申し込んでいた面談が、行政の仕事始めである1月6日（月）に行われました。

この面談の最大のテーマは、昨年世田谷区が発表した「せたがや道づくりプラン（素案）」において、補助54号線下北沢地区の二期事業と三期事業を、優先整備路線と明記したことについてです。

この事業は私たちが行政訴訟で事業認可の差し止めを求めているだけでなく、区長自身も選挙公約として見直しを掲げたものであり、世田谷区長の名を記した文書においてその優先整備を明記することは、これまでの言動とは明らかに矛盾しています。しかしその一方で、保坂区長は2011年の区長選挙で、私たちをはじめとする世田谷区内各地の市民運動団体から擁立されたといういきさつがあり、“SHIMOKITA VOICE”のシンポジウムに三年続けてパネラーとして参加するなど、私たちに歩み寄る姿勢も見せてきました。

そのため今回は、2006年に熊本哲之前世田谷区長に対して行ったデモのような形ではなく、面談の場を設定して直接区長本人の言葉で「せたがや道づくりプラン（素案）」の意図を確認し、優先整備の撤回を求めようということになったのです。

面談の場に出席したのは、“まもれシモキタ！行政訴訟の会”“下北沢商業者協議会”“Save the 下北沢”の構成員7名。これに応じたのは保坂のぶと世田谷区長と板垣正幸副区長の2名。

この場における保坂区長の回答の論旨は、以下のようなものでした。

*

「今回は東京都が優先整備と掲げている部分を、世田谷区の作成する『せたがや道づくりプラン（素案）』という文書にそのまま表記しただけで、区長として今までと違って補助54号線の二期三期の計画を格上げして進めていこうという判断をしたわけではありません。しかし改めて（素案）を見てみると、その見せ方で“誤解”を与える部分があり、ご指摘を受けています。ですからその点は、（素案）が（案）になる段階で出し方を考えようと思います。（素案）に出たことがほとんど変わらないで、そのまま（案）になるというのが、これまでだったと思いますけれど、今回は必ずしもそうではなくて、いろんな意見を取り入れていこうと思います。」

*

優先整備という表現の削除と事業の抜本見直しを求めている私たちにとって、この回答は、決して充分なものとはいえません。そこで「記者会見でもネット上での発言でも良いので、“誤解”を与えたという認識を、区長ご自身がすみやかに表明した方が“誤解”が早く解けて良いのではないですか？」という提案も参加者から出ましたが、これに対しては「いろんな意見をお持ちの方がおり、手続き論を問われることが多いので、パブリックコメントなどを精査した上で、（案）を出すという形で発信していきます」と言うにとどまりました。

まもれシモキタ！通信

まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-
action.net

号外！！

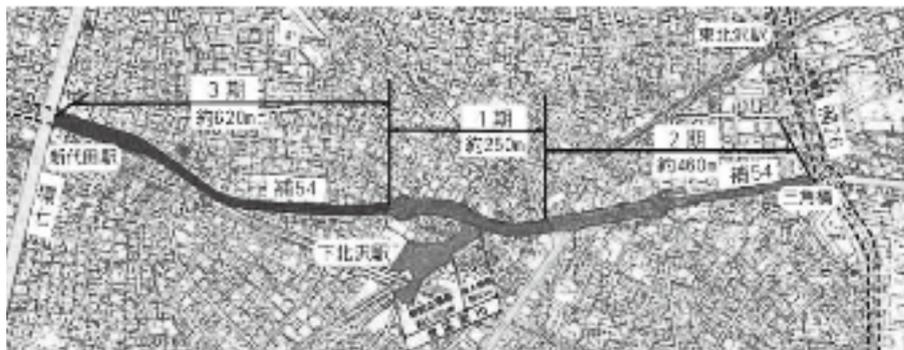
シモキタ問題の大きな分岐点となる「せたがや道づくりプラン（案）」

果たして3月に世田谷区が発表する「せたがや道づくりプラン（案）」で、私たちが問題にしているポイントは、一体どのように扱われることになるのでしょうか？

私たちが候補として擁立した現区長は、まさに区長選挙投票日の10日前であった2011年4月14日に行われた“まもれシモキタ！行政訴訟”の第20回口頭弁論の傍聴にも訪れています。このように長い時間をかけて築いてきた信頼関係が揺らがないことを望みたいところですが、今回の結果によっては、下北沢地区の補助54号線を巡る状況、および私たちと保坂区政の関係に極めて深刻な変化が生じる可能性も否定できないため、今後の動きについては、今までにもまして慎重に注視していく必要があります。

ちなみに1月10日現在、面談後の保坂区長のネット上での言動をチェックしてみると、ブログ、facebook、Twitterなどでエネルギー問題や人口問題などについては、積極的に多くの発言をしていますが、今回の面談については、それが行われた事実さえ言及していません。

その背景にどのような事情があるのかは定かではありませんが、私たちは“情報公開”という観点からも、こうした動きをきちんと公開し、より多くの人達が判断する材料を共有することが、民主主義本来のあり方であると考え、この号外の発行を決断した次第です。



さらに大きな分岐点が なんと来年の区長選挙直前に！！

以上の報告から、今年の2月から3月にかけてが、下北沢を巡る状況の大きな山場となることをご理解いただけたことと思います。しかしそれだけではありません。来年3月には、区長はさらに決定的な決断を迫られることになります。

これは以下のような事情によるものです。

下北沢地区の補助54号線第一期事業は、2006年10月に東京都から事業認可されましたが、その事業期間は平成27年3月31日まで。行政はこの工区を現在事業中と位置づけていますが、実態としては買収も進んでおらず、この第一期事業が既定の期間中に完成することなどあり得ないことは、もはや火を見るよりも明らかです。そのため保坂区長は、「この事業を継続するための延長認可申請を、東京都に対して行うかどうか」という決定的な判断を、まさに次の区長選挙を翌月に予定する平成27年3月までにくださなければならないのです。

時期が時期だけに、その判断が次期区長選に影響を及ぼすことは必至！

行政の手続きには、複雑で分かりにくい面が多々ありますが、この分岐点については、傍目にも非常に明解であるため、メディアも大々的に注目する可能性が極めて濃厚で、大きな争点として浮上することが生々しく予想されます。

こうした展開を踏まえ、今後も私たちは、歩いて楽しめる街・個性的なお店のある街・ヒューマンスケールの街シモキタが都市計画道路の貫通で破壊されないように、力を注いでいきますので、これまでも増したご注目とご支援をよろしくお願いします！

■第31回 口頭弁論のお知らせ

日時：1月28日（火） 15：30～ 場所：東京地方裁判所103号大法廷
交通：東京メトロ丸の内線 日比谷駅、千代田線霞ヶ関駅A1出口から徒歩1分
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

*大法廷を傍聴人で一杯にし、訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。どなたでも無料で傍聴できますので、ぜひご参加ください。